会津若松市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

（平成 20 年３月 18 日決裁）
（平成 21 年３月 17 日決裁）
（平成 23 年３月 30 日決裁）
（平成 23 年８月 23 日決裁）
（平成 24 年２月 17 日決裁）
（平成 25 年３月 28 日決裁）
（平成 26 年３月 19 日決裁）
（平成 27 年３月 27 日決裁）
（平成 28 年３月 31 日決裁）
（令和３年４月１日決裁）
（令和８年３月 23 日決裁）

（趣旨）

第１条　この要領は、中小建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を目的として、工事請負契約（以下「契約」という。）に基づく工事請負代金債権を、会津若松市工事請負契約約款（平成８年４月 12 日決裁。以下「約款」という。）第５条第１項ただし書の規定により、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は一般社団法人である建設業者団体をいう。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者（以下「組合等」という。）に対し、担保として譲渡すること（以下「債権譲渡」という。）を承諾する場合の取扱について定めるものとする。

第１章　下請セーフティネット債務保証事業による融資に係る債権譲渡

（対象工事）

第２条　「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成 11 年１月 28 日付け建設省経振発第８号)に基づく下請セーフティネット債務保証事業(以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）による融資に係る債権譲渡を承諾する対象となる工事は請負代金の額が 500 万円以上の工事で、約款第 34 条の前金払（以下「前金払」という。）が行われたものとする。ただし、次の工事は除くものとする。

(1)　約款第 37 条の部分払が行われた工事（ただし、次号アについては、最終会計年度の工事に係る部分払が行われたもの）

(2)　債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事。ただし、次のア又はイに掲げる工事を除く。

ア　債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ　前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(3)　その他受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な事由があると認められる工事

（譲渡対象となる債権の範囲）

第３条　譲渡対象となる債権の範囲は、工事が完成した場合において、約款第 31 条第２項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、契約が解除された場合においては、約款第 46 条第１項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

２　契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書（第１号様式）、債権譲渡契約証書（第２号様式）及び債権譲渡通知書（第３号様式）の請負代金額、債権譲渡額は変更後のものとする。なお、組合等と受注者の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には、遅滞なく受注者が組合等に変更後の契約書の写しを提出して通知することとする。

（債権譲渡承諾の手続き）

第４条　受注者が組合等に債権譲渡をしようとするときは、組合等と連署にて市長に次の書類により申請するものとする。

(1)　債権譲渡承諾依頼書　３通

(2)　債権譲渡契約証書（案）　１通

(3)　工事履行報告書（会津若松市建設工事請負契約規程（平成８年会津若松市告示第 22 号）第 16 号様式）　１通

(4)　発行日から３ヶ月以内の受注者及び組合等の印鑑証明書　各１通

(5)　保証人の承諾書（債権譲渡につき、保証人等の承諾が必要とされる場合のみ）

２　前項の規定による申請をすることができる時期は、当該工事の出来高が２分の１（第２条第２号アについては、最終会計年度の工事に係る出来高が最終会計年度の工事の２分の１）以上に達したと認められる日以降で、約款第 32 条第１項に基づく請負代金の請求が行われていない時期とする。

３　第１項の規定による申請を行うときは、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1)　債権譲渡の目的が、組合等から融資を受けるためのものであり、債権の譲渡先が組合等であること。

(2)　当該債権が、第三者による差押等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。

(3)　当該債権が、既に譲渡されていないこと。

４　債権譲渡承諾依頼書の提出があったときは、市長は、第２条及び前２項に規定する要件を確認の上、確定日付を付した債権譲渡承諾書により承諾するものとする。

５　市長は、前項の規定による承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿（第４号様式）により債権譲渡の申請及び承諾の状況を管理するものとする。

（下請保護）

第５条　受注者は、組合等から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画（支払状況・支払計画書（第５号様式））を組合等に提出するものとする。

２　債権譲渡契約証書は、下請負人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。なお、受注者の倒産時等における下請保護に関しては、受注者及び組合等が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないものとする。

（債権譲渡の通知）

第６条　受注者及び組合等は、第４条第４項の承諾を受け債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて、債権譲渡通知書に債権譲渡契約証書の写しを添えて市長に提出するものとする。

２　前項に定めるもののほか、工事請負契約の内容に変更が生じた場合は、受注者は、遅滞なく組合等に変更後の工事請負契約書の写しを提出するものとする。

（被担保債権）

第７条　債権譲渡は、将来受注者と組合等の間で締結する金銭消費貸借契約（工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて組合等が受注者に対して取得する債権（以下次項において「組合等の貸付債権」という。）を担保するものであって、組合等が受注者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

２　受注者が、市との工事請負契約を完全に履行し、組合等が市から譲渡債権全額を受領した場合は、組合等は、組合等の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに受注者に返還することとする。

（債権譲渡額の請求）

第８条　債権譲渡を受けた組合等は、確定した債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を提出するものとする。

(1)　工事請負代金請求書（第６号様式）　１通

(2)　債権譲渡承諾書の写し１通（組合等の原本証明を付したもの）

(3)　債権譲渡契約証書の写し１通（組合等の原本証明を付したもの）

２　債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた組合等は部分払を請求することはできないものとする。

第２章 地域建設業経営強化融資制度による融資に係る債権譲渡

（地域建設業経営強化融資制度に係る対象工事）

第９条　「地域建設業経営強化融資制度について」（平成 20 年 10 月 17 日付け国土交通省国総建第 197 号、国総建整第 154 号）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「地域建設業経営強化融資制度」という。）による融資に係る債権譲渡を承諾する対象となる工事は、平成 21 年度から令和 12 年度までに行われる請負代金の額が 500 万円以上の工事とする。ただし、次の工事は除くものとする。

(1)　債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事を除く

ア　債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ　前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ　債務負担行為に係る工事又は前年度から繰り越された工事であって、債権譲渡の承諾申請の時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が１年未満である工事

(2)　会津若松市建設工事低入札価格調査取扱要領（平成 23 年３月 17 日決裁）の規定による調査の対象となった者と工事契約をした工事

(3)　その他受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な事由があると認められる工事

（地域建設業経営強化融資制度に係る被担保債権）

第 10 条　債権譲渡は、将来受注者と組合等の間で締結する金銭消費貸借契約（工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて組合等が受注者に対して取得する債権（以下次項において「組合等の貸付債権」という。）及び保証事業者が当該工事に関して受注者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、組合等又は保証事業者が受注者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

２　受注者が、市との工事請負契約を完全に履行し、組合等が市から譲渡債権全額を受領した場合は、組合等は、組合等の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに保証事業会社に支払うこととし、保証事業会社は、残額から保証事業会社の求償債権への弁済に充当し、なお残額があるときは、受注者にその残額を支払うこととする。

３　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、組合等が責任を持って行うこととし、市は関与しないものとする。

（下請セーフティネット債務保証事業による融資に係る債権譲渡に関する規定の準用）

第 11 条　第３条、第４条、第５条第１項、第６条及び第８条の規定は、地域建設業経営強化融資制度による融資に係る債権譲渡をしようとする場合について準用する。

附　則

この要領は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、決裁の日から施行する。

附　則

この要領は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、決裁の日から施行する。

附　則

この要領は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。